

要 望 事 項 要 旨

1 幡多広域的な要望（幡多三市一町一村区長会連絡協議会）

(1) 巨大地震津波対策について

昨年3月11日に起きた東北地方太平洋沖地震では、想定していた宮城県沖地震のマグニチュードをはるかに超える地震が起き、甚大な被害をもたらしました。本年3月31日に内閣府から出されました「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について（第一次報告）」の市町村別最大震度・津波高において、幡多地域では驚異的な予測がなされており、住民からは避難道や避難場所（避難タワー含む）、装備品・備蓄品、被災重症患者の搬送体制の整備の推進など様々な要望が寄せられています。

今回の国の新たな想定を受け、各市町村において様々な対応が求められていますが、「津波から逃げる対策」、「建物の倒壊から命を守る対策」及び「次の南海地震に備える広域組織の強化対策」について下記の対応が求められていますので、幡多広域のこれらの取り組みにこれまで以上のご支援、ご協力をお願いするものです。

① 県による総合防災拠点施設の広域整備（危機管理部）

要望の1つは、総合防災拠点施設の広域整備です。平時には飲料水・食料・毛布・医薬品、燃料などを備蓄しておく施設で、かつ、屋外の広場には臨時ヘリポート数基が設置可能で、救援物資などの空輸ができること、厨房・空調・浴場設備があり災害救助の関係者や長期避難を受け入れできる高台の施設が必要です。大規模公園や道の駅などの施設を活用すれば広域的な防災拠点施設の整備は可能と考え、今回要望するものです。

② 広域の連携強化の取り組みに対する県の支援（危機管理部）

次は、広域の連携強化に対する県への支援要望です。巨大地震・津波対策は1市町村では限界があり広域連携の中で対応することが肝要との考えのもと、本年5月28日に広域的な協議や調整の場として、幡多地域6市町村で構成する「幡多広域南海地震対策連絡協議会」が設立されました。この協議会では、南海トラフ巨大地震の発生に備え、幡多地域の市町村で地震・津波に関する情報の共有、課題の整理、対策の検討などを行い併せて、関係機関への提言、要望活動を行っていくものですが、幡多三市一町一村区長会連絡協議会としても行政側のこのような動きを注視し、また今後については行政との連携も視野に入れ、官民協働による自助・共助の広域的な防災体制づくりに取り組んでいきたいと考えております。県、各市町村、そして区長会が三位一体となり、これらの対策に尽力することで、地域に根ざした強力な防災ネットワークの構築が図られることを願っており、県として積極的な支援と参加をお願いするものです。

③ 山津波等についての早急な対応（土木部）

次に、山津波等についての早急な対応をお願いしたいと考えています。大地震の発生により道路の決壊や橋の倒壊、特に山間部につきまちは、山の斜面が大規模に崩壊し、その土砂がせき止められ、土石流が下流を襲う「山津波」が心配されております。また、山崩れ・がけ崩れなどの表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく深層の地盤までも崩落してしまう「深層崩壊」の発生も懸念されており、通常の土砂災害に加え大きな被害が起こることが予想されます。これら災害の発生により、集落によっては孤立、最悪の場合集落全てが土砂によって失う危険性があり、今回の地震を受けて住民の災害に対する意識は高まっています。

よって沿岸部と同様、県としてできる限りの対策を行っていただきますようお願い申し上げます。

(2) 幡多地域における高規格道路建設促進と宿毛湾港の利活用が促進される路線計画について

現在、四国8の字ルート of 早期整備に向け、広域的かつ機能的な高速交通ネットワークの形成が進められております。昨年3月に開通した須崎西ICから中土佐IC間に併せ、今年度中には新直轄方式による中土佐ICから四万十町中央IC間が開通予定となっております。更には四万十町中央ICから佐賀IC間が事業化となるなど、着々と事業進捗が成されていることに対し深く感謝いたしております。

さて、昨年3月11日に発生した東日本大震災でも明らかなように、これら高速道路を含む幹線道路網は、緊急輸送のための「命の道」として重要な役割を担う社会基盤となっており、今後高い確率で発生されると言われる「東海、東南海、南海地震」の際に、最大限の効果を発揮するものと期待をしております。

しかしながら、幡多地域から高知市に至るまで、未だ約3時間を要する地域もあることから、ミッシングリンクの解消として残る佐賀ICから四万十IC間の早期事業化を切実に願っているところです。

つきましては、地域産業の活性化及び観光振興並びに高速交通時代に向け、当地域の実情をご賢察いただき、幡多地域をはじめ、当地域以東の高規格道路の建設促進並びに平田IC～宿毛ICの早期完成と宿毛湾港を經由し利活用が促進される路線計画、宿毛・内海などの未着手区間の早期整備促進及び一般道路とのアクセス道路の整備促進に関し、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 地域医療の確保について (健康政策部)

昨今、医師不足は全国的な問題であります。本県のような地方都市にとっては特に深刻であり、その解決は緊急を要します。これは、平成16年度に開始された新しい医師臨床研修制度では、研修医が自由意思によって研修先を選べるようになり、大学医局に入局せずいわゆる3高（給料が高い、設備レベルが高く症例が多い、生活環境が便利である）の病院を研修先として希望するようになったことが発端となっております。これに対して大学病院としても人手を確保するために、既に関連病院に派遣していた医師を引き揚げ始め、大学医局から医師の派遣を受けていた地方の病院、特に公立病院では平成18年度に入って急激に医師の不足をきたすようになりました。

この状況に対しまして、県として地域医療を守るための緊急避難的措置を含むあらゆる手立てを講じることについて、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 有害鳥獣対策について (中山間対策、運輸担当理事所管)

幡多郡内の中山間地域におきましては、シカ、イノシシ、サル、ハクビシン等の有害鳥獣の増加が大きな問題となっております。年々被害が広がっており、「人間が囲いの中でなんとか農作業をしているような現状の状況が続くのであれば、今後農業を続けていく事はできない。」という思いから農耕地を放棄する農家が増えています。また、有害鳥獣による被害は農林業のみならず、黒尊などの奥山の国有林内ではササや原生林等の自然植生にも及んでおり、食害によって樹木が枯死して斜面では土砂の崩壊さえも引き起こし、きわめて深刻な状況になっております。間伐等の森林対策に力を入れても、有害鳥獣

対策を強化しなければ、今ある森林を今後守っていく事は難しいと考えます。

県としましても各種助成制度による支援を行い、各市町村においても一定の捕獲を行なっているところですが、抜本的な対策がないのが現状であります。

また、捕獲した有害鳥獣の処分についても現時点で有効な活用方法がないため廃棄処理等を行っており、集約的な廃棄処理場が無く対応に苦慮しております。

つきましては、被害防止対策予算の増額に努める等、あらゆる手立てを講じることに
ついて、格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

2 各市町村独自の重要要望事項

(1) 国道441号の整備促進について

本路線は、四万十市の合併支援道路として、旧中村市と旧西土佐村を結ぶ唯一の幹線道路ですが、幅員が狭隘で急斜面や急カーブで見通しの悪い区間が多く、車両の通行に危険な箇所が随所に存在しています。また、台風や豪雨に伴う落石、道路冠水や雨量規制等で幾度となく全面通行止等の規制が生じており、中でも平成17年度の雨期には延べ約470時間に上る通行規制が生じるなど、幹線道路としての役割を担っていないのが現状で、救急搬送等にも多大な支障をきたしていることから、一刻も早い整備が強く求められております。また、本路線は幡多圏域の観光資源である「四万十川・足摺宇和海国立公園・クジラに逢える太平洋」などの地域資源を最大限活用し、交流人口の拡大に一翼を担う道路であると同時に愛媛県とのネットワーク化を図るうえでも重要な意味をもっています。

このように高いポテンシャルを秘めた路線であることから、地域活性化・ネットワーク支援・医療体制の強化を一刻も早く実現するため、本路線の川登バイパス及び網代バイパスの早期完成と残る西土佐道路の早期改良整備に向けて格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 四万十川河口域の砂州問題について

四万十川河口には、下田港に入港する船舶の航路維持の目的で河口部に導流堤が設置されており、その左岸側には砂州が自然形成されておりました。この砂州は、外海からの波が直接下田港周辺又は周辺沿岸地域に直接打ち寄せることを防止する役割だけでなく、河口域に形成されているズアオリ、アサ、ワスワギの採捕を行う内水面漁場の確保にも大きな役割を果たしておりました。

しかし、平成17年9月洪水で砂州が消失して以来、近年の砂州ボリュームの減少から波浪に対する耐力が大幅に減少するとともに、消失後の復元に1年以上の期間を要するなど、減退及び復元の遅れが問題となっております。更に平成21年10月の台風では波浪により砂州の消失が発生、現在も消失した状態が続いており、航行時に横波を受けることで転覆事故が発生するなど、漁業関係者の生活に支障をきたしております。同様に初崎地区でも、波浪を抑止する砂州が消失したことにより河川護岸に被災を受けるなど、河口部において近年様々な被害が発生している状況です。これを受け高知県では土砂投入を行い深掘れしている河床の復元作業を実施中ではありますが、完全に復元するには長い期間を要することから河口部の汽水域環境への影響が懸念され、塩分変化により天然アオノリや貴重生物の生息環境が改変されることを大変危惧しております。

つきましては、このような事態をご賢察いただき河口砂州の早期復元に向けご尽力いただきますようお願い申し上げます。

(3) 県道50号・有岡川登線の整備促進について

本路線は、国道56号と国道441号あるいは四万十川へのアクセス道路として、欠くことの出来ない幹線道路であります。

しかしながら、横瀬地区から手洗川地区にかけての山間部は、幅員が狭く急カーブが多いため、大型バスの通行が不能の箇所があります。近年は、愛媛県方面や宿毛港着の

客船を利用して、四万十川を訪れる観光客が増加しておりますが、大型観光バスは国道56号を大きく迂回している状況で、四万十川観光に大きな障害となっております。また、上ノ土居地区に建設した溶融炉が平成14年12月より稼働しており、旧西土佐村や旧中村市北部からのゴミの搬入には、本路線が最短距離であること、大川筋地区方面からの幡多けんみん病院へのアクセス道として本路線が最短距離であることから、観光面に加えて本路線の重要性は非常に高まっております。また、現在横瀬地区で進んでおります横瀬川ダム建設に係る資材等の搬送経路としても、本路線は非常に重要になってくるものです。

つきましては、本路線の早期改良整備について格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 与市明川の抜本的治水対策と歩道整備について

県道宿毛・城辺線は、与市明川の洪水の度に宿毛錦口・小深浦口の住宅及び周辺道路は冠水し、交通不能になります。

この県道は、宿毛湾港に通じる唯一の産業幹線道路であり、宿毛西部地域住民と宿毛街区を結ぶ生活道路、咸陽小学校への通学道、幡多地域への通勤道であり、迂回路のない、大きな役割を担った幹線道です。

なお、上流においても土石の堆積が限界に達しているため、早急に撤去をお願いすると同時に兩岸の雑草木の刈り払い等の環境整備を行い、抜本的な治水対策をされるよう、関係機関に働きかけ、錦川周辺の堤防整備と併せて内水処理施設建設を早期に計画されますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

また、県道宿毛・城辺線の区間の途中貝塚入口から西に約180m区間歩道がなく、小学生、中学生及び高校生の通学路であり、朝の通学時間帯と通勤時間帯が重なり、交通量も多く大変危険な状況となっており、地域住民からの要望も強く、歩道の整備を早急に実施していただきますよう、特段の配慮をお願い申し上げます。

(5) 大規模林道・清水～東津野線土佐清水市区間の早期改良について

(林業振興、環境部)

この路線は林道としての機能はもちろんですが、国道321号線が不通となった場合のバイパス路線として重要であるとともに、自衛隊の無線中継施設と航空路レーダーなどの重要施設のある今の山へのアクセス道としても唯一の道路となっています。

この林道整備につきましては、緑資源機構が廃止されたことにより、現在県において整備が進められており、昨年度におきましても大変重要な道として認識していただき、平成25年度末には供用予定とのご回答をいただいているところでありますが、少しでも早く完成できますよう、予算の配分について格別のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 県道足摺岬公園線整備促進について

県道足摺岬公園線は、国道321号と足摺半島地区を結ぶ重要な路線であり「足摺宇和海国立公園」の観光景勝地足摺岬を循環する延長30.2kmの幹線道路で当市の観光産業及び水産業等にとっては欠かすことのできない路線であります。

このため、早急な整備が望まれますが、そのほとんどが国立公園の指定区域となって

おり、特に西回りの臼碁周辺は特別区域のため、現道の拡幅等が困難で大型観光バスや保冷車等の通行ができない状況であります。

つきましては、当路線の西回りの大浜～松尾区間の早期完成及び東回りの窪津工区の早期完成に向け、予算の大幅な拡大について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(7) 主要地方道宿毛宗呂下川口線、一般県道宗呂中村線の整備促進について

宿毛宗呂下川口線は、国道321号（起点・宿毛市小筑紫と終点・土佐清水市下川口）に接続し、土佐清水市と宿毛市を結ぶ最短路線で沿線住民の生活道路及び国道321号の迂回路として、また近い将来確実に発生すると予測されている東南海・南海地震など災害時の緊急輸送路や医療機関への緊急搬送路として特に重要な路線であります。

また、県道宗呂中村線は土佐清水市、三原村、四万十市、宿毛市を結ぶ沿線住民には不可欠の生活基盤道路であります、そのほとんどが未改良区間で安全に通行できない状況であります。

つきましては、坂井～出会工区の早期完成と宗呂中村線の1.5車線の整備促進に向け、予算の大幅な拡大について特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

(8) 県道安満地福良線（大月町芳ノ沢～橋浦間）の狭隘部分の早期整備完成（1.5車線）について

県道安満地福良線（大月町芳ノ沢～橋浦間）は、ほとんどが未改良区間で安全に通行ができない状況であり、大月町、大月あしたを創る会でも狭隘区間解消の道路改良促進に全力をあげて取り組んでいるところであります。

特に龍ヶ迫及び橋浦地区民においては、この県道が唯一の生活、産業の道であり、また緊急時の搬送路として重要な路線であります。

現在、1.5車線の整備を進めていただいておりますが、地域の実情、実態を十分ご理解くださいまして、早期の整備完成を切にお願い申し上げます。

(9) 県道21号土佐清水・宿毛線の早期改良について

本路線は、土佐清水市下ノ加江を起点として宿毛市平田町戸内に至る県道で、三原村の中心部を南北に結ぶ主要道路です。

この道路は、村内で最も交通量が多く、特に村内から国道56号線方面へ往来する生活・通勤・流通の要であり、また、歩きお遍路さんも年々増加している重要な路線です。この路線で、特に早急に改良を要望する「1km」の区間は歩道も無く、又、見通しの悪いカーブもあり、通園通学時や日常の大型自動車の往来時など危険な状態が日々続いております。

また、この「1km」の区間は、定住促進を目的として平成12年より分譲を開始した星ヶ丘団地（約半数販売済）から保育所並びに小中学校までの通学区間にあたり、団地内、村営住宅など周辺地域から三原小・中学校児童生徒の3割を超える子どもたちがこの区間を通っています。

つきましては、今回特に要望する交通量の多い危険な通学路となっている「1km」区間の早期改良整備に向けて、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 県道46号中村・宿毛線の早期改良について

本路線は、四万十市を起点として宿毛市に至る村の中心部を東西に結ぶ県道で、本村を經由して国道321号を接続させる地域の農業振興を図るための「高知西南地区広域農道」計画路線と連携した主要道路です。

しかし、現道においては、幅員も狭く、線形の悪い未改良区間も多く残っており、一部不通区間もあります。

この路線が改良されると、黒潮町から大月町を結ぶ重要路線となり、幡多地域の産業や観光振興の基幹道として地域住民より期待されているところです。

つきましては、全路線の改良促進と、今回特に柚ノ木～下切間における広野工区の早期改良整備に向けて、格別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

3 各市町村独自の要望事項

(1) 国道439号・中村～大正間の整備促進について

国道439号は、四万十川上流域の四万十町大正地域と下流の四万十市中村地域を結ぶ唯一の幹線道路であり、四万十川流域の連帯に必要な不可欠であるとともに、観光振興をはかるうえでも非常に重要な路線です。

沿線では住民の創意工夫による産業振興、地域活性化に向けた様々な取り組みが展開されており、こうした取り組みにより市街地や近隣市町村住民との交流が広がるなど、着実に成果が現れつつあります。

しかしながら、その要となる本路線は杓子峠を含む両市町の境界付近に狭隘であるうえに急勾配・急カーブが連続、また、大型車の通行不能な箇所が残存し、地域のさらなる発展をはかるうえで大きな障害となっております。

また、四万十市より北部へ通じる本路線は、山地を走るため津波の被害を受ける心配もなく、海岸線を走る国道56号のバイパスとして、近い将来想定されている南海大地震の際には四万十市のみならず、幡多地域住民の生命を守る重要な役割を果たすものと思われます。

以上の実情をご賢察のうえ、本路線の整備促進に、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 国道321号線小筑紫バイパスの早期着工について

国道321号線は、小筑紫地区内に入りおよそ1kmの区間、街並みを縦に2分する形で走っている旧規格による整備のためか歩道がなく、幅員が狭く近年大型ダンプ・保冷車・タンクローリー車が絶えず走る産業道路として、道路沿いには、保育園・小・中学校を抱えた通学路、生活道又宿毛市・大月町・土佐清水市との通勤道として大きな役割を担っております。

今後重大な事故が発生する可能性も否定できない状況でありますので、地域住民の生活や生命を守るとともに、より一層の産業経済等の発展のためにも、一日も早いバイパス道路の早期着工をしていただきたく、特段のご尽力を賜りますよう強く要望いたします。

(3) 県道4号線・宿毛～津島線の拡幅改良工事の早期完成について

県道4号線の改良については、橋上地域の状況をご理解いただき毎年、高知県において拡幅工事を実施していただいておりますが、いまだ危険箇所が多く通行に支障を来たしており早期の完成をお願いするところであります。

なお、施工の順位については、見通し良い直線では幅員が狭隘であっても危険を回避することが出来ますが、見通しの悪いカーブでは常に危険な状態でありますので、カーブ是正と待避所を兼ねた箇所から施工していただきたく、お願い申し上げます。

(4) 松田川(左岸)小高田地区の災害堤防護岸決壊・復旧工事について

昨年10月の集中豪雨により小高田地区の二ノ宮第二堰の左岸下流箇所が決壊しており、当該箇所に隣接する農地所有者は今年も稲作ができない状況となっておりますので、

早急の災害復旧工事を実施していただきたく、ここに特段のご配慮をお願いします。

(5) 松田川広域河川改修工事(松田川左岸)小高田地区未改修堤防の早期着工について

小高田地区堤防(松田川左岸二ノ宮堰下流)(約300m)は、昭和43年第2次農業構造改善事業とし小高田地区の圃場整備は、昭和50年に竣工しており、川幅は約20m拡幅したものの、堤防は未改修のままで放置され、30数年を経過しております。

また、昨年10月の災害で堤防護岸は決壊し、地域住民は洪水の度に冠水し、稲作に不安を抱きながら過ごしており、また、護岸の竹やぶは密生し、のび放題で水稻には日陰になるものの、洪水のたびにゴミや・流木の流入には、背に腹は変えられず、未改修堤防着工の思いは一年一年と強く、現地を再度視察していただき、下流の災害・堤防復旧工事と併せて、ここに特段のご配慮をお願いします。

(6) 篠川と増田川の合流地点の復旧工事及び氾濫・増水対策について

昨年10月の豪雨によって、松田川の支流である篠川と県境の増田川の合流地点で私有地を乗り越えて農地が冠水し、河川との境にあった私有地に生えていた灌木や竹やぶが流出し、当該私有地は河川の川原になっています。2年前に自費造成していたコンクリートの防護土手が完成していなければ、農地も流出していたところでした。

私有地が災害のために河川になってしまうようなことは放っておかず、早急な復旧工事と篠川からの流れ込みを防ぐ何らかの対策工事について、ここに特段のご配慮をお願いします。

(7) 平井地区の急斜面危険地域の対策工事について

平井地区の住宅は約50%が山の急斜面に隣接しており、毎年の台風や大水、また近い将来必ず発生する南海地震に際しては極めて危険な状況であり、地区住民は不安を抱えています。数年前の台風時には、急斜面の裏山から岩や土砂が落ちてきて屋根瓦が壊れました。

一方、他地区の急斜面对策工事においては、強固に施工されており、地区によって対策に差がある現状となっています。

つきましては、急斜面对策工事を早急に実施していただき、地区住民が安心して幸せな生活を営むことができるよう、ここに特段のご配慮をお願いします。

(8) 国道321号線・大月町馬路坂峠～町道泊浦線分岐間の改良整備の早期完成について

大月町馬路坂～弘見の中心街を抜けて町道泊浦線分岐までの改良整備は、工事も進行中ではありますが、国道321号線の改良整備なくして西南部地域の産業、観光、経済の発展は望めません。また、日常生活においても重大な影響を及ぼす現状です。

今後ともより一層のお力添えをいただき、改良整備の早期完成を切にお願い申し上げます。